

第60回 地方分権改革有識者会議  
第172回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：令和6年11月14日（木）10：00～11：21

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、後藤玲子議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石江夏生利構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕

伊東良孝内閣府特命担当大臣、井上裕之内閣府事務次官、坂越健一内閣府地方分権改革推進室室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

（1）令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（案）について

---

（市川座長）定刻になりましたので、議事を進めさせていただきたいと思います。着座にて議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第60回地方分権有識者会議と第172回提案募集検討専門部会の合同会議を開催いたします。

本日は、伊東大臣に御出席いただいております。

なお、有識者会議の伊藤議員、大橋真由美議員、宮田議員、村木議員、湯崎議員、提案募集検討専門部会の磯部構成員は所用のため御欠席となっております。

それでは、伊東大臣から御挨拶を頂きます。よろしくお願いいたします。

（伊東内閣府特命担当大臣）おはようございます。10月1日発足の石破内閣におきまして地方創生担当大臣を命ぜられました伊東でございます。先生方にはいつもお世話になっていまして、ありがとうございます。担当者として今後ともよろしくお願いを申し上げます。

各議員・構成員の皆様におかれましては、提案募集方式に基づく地方からの御提案の実現に向けて御尽力を頂き、誠にありがとうございます。特に専門部会の構成員の皆様におかれましては、関係府省からの2回のヒアリングを行うなど、熱心な議論を重ねていただき、心より敬意を表する次第であります。

その結果、関係府省と調整をいたしました257件の提案のうち、9割弱について前向きな対応ができる見込みとなったところであります。特に本年の重点募集テーマとして掲げましたデジタル化については、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の大幅な拡大やオンライン化など、横断的な見直しに取り組むことで、デジタル化の恩恵を地

方自治体や住民が広く享受できる取組が進んだと考えているところであります。

本日の皆様方の御議論を踏まえまして、残された課題について各省庁と調整をいたし、年末の閣議において対応方針を決定したいと思っております。地方分権改革の推進は地方創生2.0を掲げる現政権下におきましても、その一翼を担う重要な政策であると認識しており、皆様におかれましては、引き続き御尽力賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

(市川座長) ありがとうございました。

伊東大臣は公務のため、ここで御退室されます。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

(伊東内閣府特命担当大臣) 今日は国会が忙しくなっているので恐縮です。

(伊東大臣退室)

(市川座長) それでは、本日の議事に入ります。

まず、議事の前に資料の確認を事務局よりお願いいたします。

(平沢参事官) おはようございます。事務局参事官の平沢と申します。よろしくお願いいたします。

今日からこの会議の方もペーパーレス会議にさせていただければと思っております。個別に会議前に操作法につきましてはお伝えさせていただいた先生方がいらっしゃると思っております。こちらも初めてということで若干御不便をおかけしてしまうかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

お手元のタブレット端末ですけれども、上の方から議事次第等のファイル、その後、資料1、2、3、4番までのファイルが保存されているかと思っておりますので、順次説明させていただきます。恐縮ですが資料を一つ一つ閉じたり開いたりということになるかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

なお、オンライン会議の先生方におかれましては、Webexでこちらの方で画面の切り換え操作をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、議事1の令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(案)について、まず、大橋部会長から提案募集検討専門部会での審議報告等をお願いいたします。

(大橋部会長) それでは、本年の提案募集検討専門部会における審議状況につきまして、簡潔に御報告させていただきます。資料1の2枚を御覧いただきたいと存じます。

前回8月7日の有識者会議以降、提案に係る関係府省の第2次回答を踏まえ、9月中旬に3日間にわたりまして関係府省への第2次ヒアリングを行いました。第2次ヒアリングでは22事項について関係府省から具体的措置の内容や検討スケジュールについて見解を聞き、第1次ヒアリングよりも更に深掘りした議論を進めてまいりました。

本年度の提案審議における特徴に関しまして、現場における交渉の経験から何点かコ

メントをさせていただきます。

本年は、デジタル化をはじめといたしまして重点事項を設定し、地方公共団体の職員や市民の方の負担軽減に資するように、坂越室長をリーダーとする事務局と専門部会が一丸となって検討を進めてまいりました。検討に当たりましては、市川座長が常々強調されておられますように、個別項目の提案実現にとどめることなく、類似の事項を射程に入れた横展開を図って横断的な改革を進めるといった視点で作業に臨みました。

具体例を申しますと、住基ネットを行政事務に利用したいといった提案はこれまでも個別にも提案されてきましたが、今年は住基ネットを利用できる事務をしつ皆的に調査して、大幅に拡大した事務について住基ネットを利用できるように横断的な取組に着手し、実現することができました。

同様に、重点事項として検討した個別項目の中でも、例えば犬の登録と同時に登録料支払を可能にするといった提案を議論する中で、オンラインで手数料納付を行うことのできるぴったりサービスといった手法を発見いたしました。これなどはまだ活用されていない手法ですが、次年度以降、横展開を図ることが期待できる貴重な原石ではないかと考えております。

こうした重点項目レベルでの横展開のほか、非重点項目の取組の中でも今後横展開が見込まれる事項を複数発見いたしました。例えば都道府県に対する経由事務、都道府県に対する経由調査といった仕組みは提案案件以外にも類似事例を多く発掘できることを改めて問題発見することができました。同様に、非重点項目への対応の中で、国のレベルで開発されたオンライン申請の仕組みが、実は広く地方公共団体や市民に対しても活用できる余地があるといった問題発見がありました。こうした非重点事項における問題発見は、次年度以降、重点項目に昇格させて議論し、併せて横断的处理を図ることができるのではないか。こうした新たな課題を発見した次第です。

このように、個別の提案を契機に現場における気づきから横展開につなげて制度変革に迫るといった方向性は、提案募集制度にとって大切にすべき視点であり、対応方針としても原則であるように受け止めております。

あわせて、今年からは特に提案を実現することによって改善が図られた件数を具体的に数字で明示することにも着手しております。提案実現の果実を具体的に可視化することにより、市民の方にもリアルに実感してもらえるような広報に一層重点を置いてまいります。1つの提案の改善により、全国で何十万件といった手間や労力が省略できることが明示できれば、これは提案募集制度にとっても重要な情報発信となり得るように考えております。

なお、今年はデジタルに係る提案など、大掛かりなシステムの構築が絡むものや実態調査を前提に制度を見直す必要のある案件が数多く含まれておりました。この関係で省庁からの回答を見ますと、本年度内の解決に収まらず、令和7年度に解決策なり方針を得るといような回答が見られます。この点につきましては事務局とも話し合いました

が、フォローアップを例年以上に丁寧に行っていくことで対応したいと考えております。このように効果的で迅速な対応策が講じられる見込みとなった次第です。政府におかれましては、年内の閣議決定に向けて最終的な詰めをよろしくお願いしたいと存じます。私からの報告は以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

共通課題の横展開について本当に熱心に取り組んでいただいて、突破口の切り口がいろいろ見えてきたということで大変有り難く思っております。

それでは、事務局から対応方針案の概要と重点事項に係る対応結果の御説明をお願いします。

(平沢参事官) それでは、私の方から資料2～4に沿って御説明をさせていただきたいと思えます。

先ほど大橋部会長からも御説明いただきましたように、提案募集検討専門部会の御審議も踏まえまして関係府省と調整し、対応方針がおおむね固まってきたところでございます。対応方針につきましては例年同様年末の閣議決定を目指しており、本体の資料は資料4のとおりですが、本日は資料2と3を中心にその概要を御説明させていただきます。

それでは、資料2の1ページ、一番上の基本的考え方として、平成26年から提案募集方式を導入し、地方分権改革の推進が地方創生における極めて重要なテーマであるということ掲げております。

続いて、2番の一括法案の提出等について、法律改正事項については令和7年通常国会に一括法案等を提出することを基本とすること。

現行規定で対応可能な提案については地方公共団体に対する通知等によって明確化すること。

引き続き検討を進めるものについては適切にフォローアップを行い、有識者会議に報告させていただくことを記載しております。

4つ目の○として、計画策定等については令和5年3月に閣議決定しましたいわゆる効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイドを着実に運用することとしております。

続いて、一番下の3番の対応状況について御説明します。令和6年提案のうち予算編成過程での検討を求めるもの等を除き、257件について内閣府と関係府省との間で調整を行いました。専門部会での御審議など、先生方の御尽力や関係省庁の真摯な御対応の結果、現在精査中ではありますが、このうち約9割の221件について地方の支障の解消につながる対応ができるという成果を得ることができました。更にこのうち重点募集テーマとしたデジタル化に関連する案件は96件となりました。

続いて2ページ、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針に記載された主な案件として11項目を掲げさせていただいております。それぞれについて簡単に御説明をさ

せていただきます。

まず、1つ目の住基ネットの関係です。これは重点事項として御議論いただきました。本提案は6月の有識者会議で御説明させていただいたとおり、提案で示された事務のみならず、住基ネットの利用が可能となると考えられる事務について全府省及び自治体に対して調査を行い、分野横断的な見直しを行ったものであります。利用拡大する法律は現在精査中で今日はお示しできておりませんが、住基ネットを活用できるようになれば住民が申請等を行う際の住民票の写しの添付が不要となり、住民サービスの向上につながるるとともに、国の機関や自治体から住所地の自治体への郵便等による住民票の写しの請求が不要となり、自治体の事務負担が軽減されると考えております。

続いて、オンライン化に伴う都道府県の経由事務の見直しについてです。これは8月に開催しました専門部会において地方三団体ヒアリングを行いました。全国知事会から国が一括処理した方が効率的な事務として強く要望があったものになります。国への申請等において都道府県を経由することとされている事務がありますが、中には行政手続のオンライン化に伴い、経由の必要性が薄くなっているものがあると認識しております。

今回の対応方針では建築基準適合判定資格者等の資格に係る申請や消防庁の調査のほか、現在一部調整中のものもありますが、各種システムを活用することでオンラインによる国への直接の申請等を可能とし、都道府県における経由事務を廃止することとしております。これにより手続の処理期間が短縮されるなど、サービスの向上が期待できるとともに、都道府県の事務負担の軽減、さらには国・地方を通じた効率化が見込めるものと考えております。こうした経由事務についてはこのほかにも共通した課題を有し、見直しを行うべきものがあると考えており、デジタル行財政改革の取組とも連携しながら引き続き来年も取り組んでいきたいと考えております。

3つ目の項目で自治体への申請手続のオンライン化についてです。今回の対応方針では公害防止関係等の主な環境法令に係る事業者から自治体への申請について、これまで主に国の手続のために利用されていたe-Gov電子申請サービスを活用可能とすることや、精神障害者保健福祉手帳の申請について、マイナポータルを活用したオンライン申請を可能とすることについて実現する方向で検討することとしております。

これにより住民や事業者の申請手続の迅速化が図られるとともに、現在、主な環境法令に基づく申請届出件数が年間約30万件、精神障害者保健福祉手帳の申請件数が年間約70万件となっており、自治体の事務負担も大幅に軽減されることが見込まれます。こうした手続のオンライン化についても、デジタル行財政改革の取組と適宜連携しながら、引き続き来年も取り組んでいきたいと考えております。

続いて、重点事項として御議論いただいた犬の狂犬病予防登録に係る手数料納付のオンライン化についてです。狂犬病予防法のワンストップ特例制度については、動物愛護管理法に基づくマイクロチップ情報の登録を行えば、狂犬病予防法に基づく登録申請が

あったものとみなすものとされておりませんが、狂犬病予防登録に係る手数料の納付が市区町村窓口で別途行う必要があることから、本特例制度への自治体の参加が進まない主な理由となっているため、当該手数料の納付をオンライン化するための必要な措置を令和8年度中に講ずることとしたものです。

これによりワンストップ特例制度への自治体の参加が促進され、マイクロチップ情報登録と狂犬病予防登録の連携が図られることで、年間24万件相当の犬の所有者による登録の負担や自治体の事務負担の軽減が見込まれると考えております。

続きまして、こちらも重点事項として御議論いただいたものですが、現在郵送で行っている都道府県から本籍地市区町村への戸籍情報照会事務について、戸籍電子証明書を活用することによってオンライン化できるよう、令和8年度中に法制上の措置を講じることとしております。これにより現在都道府県で年間約60万件行っている戸籍情報照会に係る郵送事務がなくなり大幅な負担軽減につながります。

続いて、自治体システム標準化等のための基金の活用期限についてでございます。移行が困難とされておりますシステムの標準準拠システムへの移行作業が令和8年度以降にも及ぶということが想定される中で、システム標準化のための支援を安定的に行うために、令和7年度末までとされている期限を検討することとしているものでございます。

続きまして、条例公布時に必要となっております首長の署名について交付手続のデジタル完結を図るため、署名方法による電子署名を追加するものでございます。

以上がデジタル化に関するものでございます。

先ほど部会長からお話いただきましたように、特に上の3項目に関しましては、本有識者会議や専門部会におきまして横断的な見直しの重要性についてかねてより御指摘いただいていることを踏まえ、個別の提案への対応にとどまらず、より迅速で効果的な対応となるよう横断的な見直しに積極的に取り組んできたところでございます。人口減少やデジタル化が進む中で、特に経由事務の見直しや手続のオンライン化は今後更に重要になることから、来年も引き続き住民サービスの向上等につながるように好事例も紹介しつつ、横断的な見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、下の段のその他についてでございます。民生委員等の選任要件について令和5年に民生委員等の担い手不足への対応を求める提案がありまして、令和5年、また、6年と重点事項として御議論いただいたものです。昨年来の本会議での議論を受けまして、厚生労働省の検討会において現行の居住要件の見直しについてどういった場合に可能か、自治体と関係団体の各代表者の間で現在議論が進められており、年末の対応方針の閣議決定までに一定の結論を得ることとしております。

続いて、こちらも本年重点事項として御議論いただいたもので、公立大学法人が出資できる対象を国立大学法人と同様にベンチャーキャピタル等にも拡大するものでございます。これにより各地域の大学におけるスタートアップ創出の加速や研究成果のさら

なる社会還元が見込まれます。

続いて、こちらも重点事項として御議論いただいた児童手当の所得確認についてです。本年10月に児童手当の所得制限が撤廃されたことを踏まえ、所得確認の合理化ができないか調整を行ったところ、1月から4月までに認定が認められた方については、毎年6月に行う初回の現況確認、市町村の方で現況確認という所得確認を行っておるのですが、それについて不要とするなど、所得確認を簡素化することとしたものでございます。これにより市町村において年間約60万件の所得確認を省略することができ、自治体の負担軽減につながるものと考えております。

最後に、介護施設の名称の変更等の届出について、介護保険法上の届出がなされた場合に生活保護法の規定による届出があったものとみなすという見直しを行うものでございます。これにより年間約3万件の二重の届出が不要になり、申請者・自治体共に事務負担の大幅な軽減が見込まれるものでございます。

こうした取組状況を踏まえまして、3ページの右下に記載させていただいておりますとおり、令和6年は提案を実現、また、対応した割合が右下の86%ということを見込んでおります。

資料2の説明は以上でございます。

続いて、資料3につきましては専門部会で御審議いただきました23の重点事項の対応案を記載させていただいております。このうち資料2で御説明させていただいたもの以外の3件について御説明をさせていただければと考えております。

1つ目は5ページの重点番号6番、こちらは景観計画の変更に係る都市計画審議会への意見聴取についてでございます。右の方に対応方針案を記載してございますが、過去の審議状況を踏まえ、支障がないと考えられる場合には地域の実情に応じた方法、例えば書面開催等が想定されておりますけれども、こういった方法で行うことが可能であることを明確化するものでございます。

続きまして、次のページの重点番号8番、こちらは障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直しについてです。中山間地域等における提供体制の確保のため、実態調査を今後行った上で現行基準に位置づけられている従たる事業所、簡単に申しますと支所のようなものになりますけれども、主たる事業所があって従たる事業所も抱えている事業所、この従たる事業所の設置に係る要件を令和7年度中に緩和する方向で検討するとともに、令和8年度までに人員基準の在り方を検討することとしております。

最後に、9ページの重点番号の14番、中山間地域等における安定的な訪問介護の提供に資する方策について、現行制度において市町村が独自の基準を定めることができる離島等相当サービスというサービスが存在しますが、こちらは現時点で実施保険者が少ないことから、その活用の妨げとなっているような要因を今後調査した上で、中山間地域等における活用を促進する施策を検討し、令和7年度中に結論を得ることとしているものでございます。

以上、御説明させていただいた案件を含めて、関係府省の対応方針を全て取りまとめた本体が資料4になります。

今後は12月の閣議決定に向けまして詰め調整を行うとともに、閣議決定後も継続検討の扱いとしているものなどについて提案の実現に向け、しっかりとフォローアップをしまいたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、以上の説明に対しまして御意見や御質問等のある方は御発言をお願いしたいと思っております。

それでは、山下議員、お願いいたします。

(山下議員) 資料2の対応方針についてコメントさせていただきます。

まず、今年257件の提案について御検討いただいた大橋部会長を始め、専門部会の方々は本当にありがとうございました。それから、事務局で今日報告のあった地方分権推進室の皆様にも感謝を申し上げたいと思っております。

私自身、今年ここに参加させていただいて、従前からできれば成果の見える化をして、関係省庁、地方自治体だけではなくて、住民の方々にもそういう成果が伝わるような取組にしていってという話を差し上げていたのですが、資料2の2ページで今日説明がありましたように、効果が相当見える化されて、特に年間約60万件の確認事務作業が削減というのはすごい数字だと思うのです。実際にはそれぞれの提出を確認する事務を含めて関連の時間は相当効率化が進んでいるのではないかと思います。この辺りを、先ほど申しましたように、地方自治体、関係省庁、住民の方々にも共有できるような機会ができればと思っておりました。

今日、部会長から御説明のあった36件ほど実現に至らなかった提案についても一部言及がありましたけれども、手続の時間がかかるということも含めて注視するという報告があったように、なかなか1年で回らないことについても翌年にかけてフォローすることは非常に大事なことでないかと思いますので、この辺りも一緒に進めていければと思います。

最後に、少し関連があると思って御報告をしますと、私自身、経済同友会の地域共創委員会の委員長を仰せつかっていまして、ちょうど昨日、「地方創生の加速に向けて」という報告書を記者発表させていただきました。

特に近隣の連携とか遠隔地の連携をどんどん進めていかないと、人口減少、高齢化になかなか歯止めがかからない中で、政令指定都市といわれている100万人規模のところはうまく回っているところもあるかと思うのですが、人口30万人以下というところは自分たちで財源も含めてなかなか回りにくい、持続可能性を追求しにくいという問題意識を持っています。今回、特に自治体間の広域連携に着目しており、それも近隣だけではなくてデジタル技術を使った遠隔地の連携も生まれつつあります。私どもの現地視察で

は、会津若松でやったデジタル化が下関にそのままプラットフォームとして転換されるという事例も現場で見ました。

市川座長にも一部尽力いただきまして、それぞれの住民が自分の地域にはどんな未来があるのかと、20年、30年先の未来がどんなものかということを経験も含めてやろうではないかという気運も今進んできていますので、それを委員会としても後押しするような自治体間連携を強力に進めようという報告書を公表いたしました。この募集提案方式においてもいわゆる広域連携、又は自治体サービスの広域利用とか共通利用というところについて、恐らく提案が増えてくるのが私自身は楽しみというかウオッチしたいし、対応していきたいと思いつながら今後の活動に期待をしているところです。

以上、コメントでしたけれども、ありがとうございました。

(市川座長) 非常にいろいろな角度からのコメントありがとうございます。

それでは、沼尾議員、お願いいたします。

(沼尾議員) 沼尾でございます。発言の機会を頂戴しましてありがとうございます。

初めに、提案募集検討専門部会の委員の皆様並びに内閣府地方分権改革推進室の皆様を始め、関係する皆様方、このような形で案をおまとめいただきまして本当にありがとうございます。大変御苦労が多かったのではないかとお見受けしていただきまして。

私からは1つ質問、1つコメントをさせていただきたいと思つます。

まず今回、横展開を図るところで、共通課題、類似事項について直接自治体から提案されたものでないものについても精査をされたということで、先ほど大橋先生の方からも住基ネットの行政事務についてしつ皆調査をされたというお話を伺って、これは本当に素晴らしいことだと思つました。

今後、他の事務についてもこういった横展開を図られていくということだと思つのですけれども、ある程度しつ皆調査の対象になるものが事務局、ないしは専門部会の方で特定できて、そこを調べていくことで横展開の調査ができるタイプのものもあれば、恐らく自治体の方で実はこれも類似のものだということが後から出てくるものもあるかと思つのですけれども、今後その横展開を図っていくに当たって、どういう手続、あるいはどういう方法を考へておられるのかということについて、事務局の方で何か考へておられることがありましたらお教へいただけないかというのが1点目でございます。

もう一つ、コメントですけれども、先ほど中山間地域における通所介護事業所の報酬算定の話ですとか、中山間地域に対して必要な施策や支援があるのだが、そこでサービスが利用されていないところをどう見るかということについて精査されたというお話がありました。

特に市町村は、大都市から中山間地域まで多様で、それぞれの多様な形に合った施策とか事業に対し様々な補助ですとか施策のメニューとしてはあるのだけれども、なかなか実態に合っていないくて使い勝手がよくないものもある。そういったそれぞれの地域の

特性に応じた施策や事業の在り方をどのように見直していくのか、あるいは使い勝手のいいものにしていくのかという観点から提案募集を求めていくのはとても大切なことかなと思いつながら、今日お話を聞かせていただきました。是非そういう観点からも今後提案を出していただくような方向性が明確に打ち出されてもいいのではないかと思いますところでございます。

私からは以上です。どうもありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。

今2点御質問がありましたけれども、事務局からお願いいたします。

(坂越室長) 室長をやっております坂越といいます。先生方には大変精力的に御議論いただいて対応方針をまとめていただきましてありがとうございます。

沼尾先生から御指摘いただいた2点について、まず、横展開は非常に重要なことだと思っているのですが、住基ネットに関しては対象事務を各省に照会すれば簡単に分かりますので政府側でやりました。それ以外の例えば経由事務の話とか自治体の申請手続のオンライン化については、こちらでもある程度は分かりますけれども、自治体が一番詳しいかなと思っております、かつ世の中になんかの件数があります。全て一挙にできるわけではなくて費用対効果があって、マンパワーとか予算の限界があるので優先順位の高いものから順序よく計画的にやっていかななくてはいけない。では、どれを最初にやればいいのか、どれが一番移行しやすいのかという観点からも現場の自治体が一番詳しいので、自治体からの提案を頂いて、できる限り広く可能性があるものを提案いただいて、そこから横展開でも優先的に手をつけていく手法が一番有効なのかなと考えております。

もう一つ、中山間地域のお話がありましたけれども、先生の御指摘のとおり地域の実情は様々です。前からの課題とされてきておりますけれども、町村とか人口10万人以下の市からの提案が非常に少ないという状況で、そこら辺のニーズがまだ分権提案の中でくみ取れていない部分もございますので、その提案の底上げを図るような形でバックアップしていくことがすごく重要で、様々なニーズをくみ上げる意味でも重要と考えているところでございます。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、三木議員、お願いいたします。

(三木議員) 市長会代表の須坂市長の三木ですけれども、様々まとめていただきまして、大橋部会長さんを始め、また、推進室の皆さんに本当に感謝を申し上げます。

今、お二人の議員さんからお話が出まして、自治体にすごく関係することですので話し申し上げたいと思います、今、坂越室長がおっしゃいましたように、自治体によって大きい市から小さな村まで様々な構成がありますので、人材と財源の問題というのは大きいと思います。それと、このようなすばらしい制度があること自体をまだまだ十分

に理解されていないものですから、すごくもったいないと私は思っております。

先日、市長会でもお話したのですけれども、事務局の人にお話ししたのですけれども、こういうようないい事例について市長会としてこういう形で成果が上がっていますということになりますと、各市も感じて自分たちも出そうかなという形になると思います。

それから、横展開は山下議員がおっしゃったようにすごく大事だと思います。横展開の場合に問題なのは、市町村間で自分の市だとか自分の町だとか村としか考えない風潮がまだまだあるのです。多分産業界ですともっと広く考えるのですけれども、その意識を変えていかなければなかなか難しいと思っていますのです。例えば広域観光をやるにしてもデジタル化をやるにしても、あの市にとってはメリットがあるけれども、自分の市町村にとっては余りメリットがないというような感じになっているところもあるものですから、もっと意識改革をして、あるところがよくなることは地域全体がよくなるのだということによってやっていくことが大事かなと思っています。

それから、遠隔地の連携につきましても、私どもは恋人の聖地事業というのがありますが、それは全国的にやっております、そうすると、他の市町村の状況も非常に分かりますし、お互いにいいところが分かりますので、これからは遠隔地連携が大事だと思います。それから、近隣の連携、広域単位の連携は大事だと思います。

繰り返しになりますけれども、このように何万件という成果が上がったこと自体がすごく有り難いものですから、市長会としてもしっかり皆さんに分かるように広報していきたいと思っております。本当にこれだけすばらしい成果を上げていただきましてありがとうございます。

それから、民生委員等の選任につきましても本当に切実な問題です。これもそうなのですけれども、どうしても固く考えまして、その自治体に住んでいる人でなければ分からないという意識があるのですが決してそうではなくて、その自治体に関心がある人であれば、実際に住んでいなくても可能なものですから、こういう選任方法についてもこれからもう少し広く考えていくことが大事かなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

(市川座長) 自治体の現場としての声をありがとうございました。

それでは、後藤議員、お願いいたします。

(後藤議員) 詳しく報告いただきまして、皆様もおっしゃっていましたが、専門部会と分権室の方で丁寧に検討していただいて大きな成果が上がっていて、しかも実現対応割合も86%ということで、本当にどうもありがとうございます。

資料2のスライド3にお示し頂いたのは、対応した提案のうち、実現・対応の割合ということになると思います。専門部会で調整検討対象となったものについては詳しく御検討いただけていると思いましたが、それ以外のところで、提案全体のうちどのくらいが検討対象になったかについて平成26年から確認してみました。

それで分かりましたのは、今年度調整や検討の対象とされた提案の割合は、提案募集が始まった平成26年度から11年間の間で、過去のどの年度よりも最も大きかったということです。事務局の皆様のように精査できておりませんので、もしかしたら間違っているかもしれませんが、過去5年間でいいますと、令和2年度、検討の対象とされた提案の割合は76.1%でした。令和3年度80.9%、令和4年度86.3%、令和5年度は87.8%、今年度は95.2%だったのです。4.8%しか提案検討対象外とされなかったということです。ただ、これは私の数字が間違っているかもしれないので、もし誤っていたら事務局の方で訂正をしていただきたいければと思います。

提案件数自体は今年度が293件で、ほかの年度と比べても比較的多い方だと思いますので、多くの提案を頂いた中で提案の検討の対象とした割合が多かったということだと思います。これ自体すばらしいことかなと思います。

その理由を質問させていただきたいと思っております。例えば号令をかけるお立場の方が優れたリーダーシップを発揮されたのか、それとも事務局の皆様ができるだけ手広くやろうと精力的に取り組まれたのか、今年度重点対象にしたデジタルというテーマが、もしかしたら扱いやすかったとかいった理由があるのではないかと思います。あるいははたまた偶然ということもあり得るかもしれません。その理由は何かというのが質問でございます。

あと、この場で御回答いただくのは恐らく難しいと思いますのでコメントだけさせていただきますと、今年度検討対象とならなかった数少ない14件の提案について、これまでの検討の経緯はどうだったかも地味に追ってみました。14件のうち、そもそもこの制度の対象外である提案が6件あり、この制度の対象となる提案だけれども、より具体的な支障事例等が示されたら提案の対象になるという提案は8件ありました。その8件のうち1件は既に一度きちんと扱ったことがある提案で、もう1件も正面から扱ったわけではないけれども、ある程度検討した提案でした。ほかのものは初めて出てきた提案で、もう少し詳しい説明が必要であろうというもので、例外的に1件だけずっと取り上げてもらえなかった提案がありました。

恐らく何かの理由で取り上げるのが難しいと思いますけれども、たまたま6月の会議で発言をさせていただいた「宗教法人法への暴力団排除規定の追加」という提案が今まで6回ぐらい提案されていて、その都度事務局のコメントを受けて制度の必要性が追記されたり、具体的な支障事例が追記されたりしている中でなかなか取り上げるのが難しい提案のようなのです。

これは何か恐らく理由があると思いますし、今すぐお答えいただくのは難しいと思いますのでコメントは控えていただいて構わないのですが、それだけがおそらく唯一の例外で、それ以外の提案はできるだけ対象として検討されているのが数字を追ってみて分かりましたので、その辺りも一緒にPRをしていただきますと、自治体としては、提案をすればかなり取り上げてもらえるようになっていくと心強く感じると思いますので、是

非PRしていただけるとよいと思いました。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、今の御質問について今答えられることなど事務局いかがでしょうか。

(平沢参事官) ありがとうございます。後藤先生におかれては詳細に10年間にわたって分析いただきまして恐縮でございます。

今評価いただきましたとおり、令和6年は特に293件の提案に対して、この資料に書かせていただいたように関係府省と調整したのは257件ということで、その差分については、先ほど少し御説明させていただきましたとおり、予算編成過程での検討を求めるものですとか、対象外であるものとかそういうもので、例年そういった差分が生じているところでございます。令和6年はその数字が少なかったということで、これは正確に分析するところが難しい面があるかとは思っているのですけれども、自覚も含めて、我々の方で御承知のように事前相談ということで本提案の前に提案の時期をかなり取っています。

もっと言いますと、簡易相談ということで年間いつでも御相談いただいていたということにしまして、提案を頂くと、そこから我々もそこをより説得力があるようにというような感じでブラッシュアップさせていただいていますので、そういったところが一部突っているところがあるかなとは思っています。

それから、提案団体の方でそもそもしっかりと出してきたいただいているところももちろんあって、10年やってきている中でそこら辺が定着してきている部分と、一方で、先ほど御指摘いただいたように、まだ提案自体していただいたことがない小規模・中規模のところがありますので、そういったところの提案ができるようにしていくことも必要で、それも含めて年間通してこちらから出向いて行って研修とかをやっていきますので、そういったところも通して引き続きやっていきたいと思っております。

もう一つ、デジタル化は今年重点募集テーマでしたので、デジタル化についての現場の目下の支障という面で、これは非効率だなという直感が我々の提案の方に響いてきて、確かに非効率だなと、所管省庁と調整をすると、デジタル化していく部分だなというようなことで、そういうところで今回提案として突っていったところもあるのかなと思っております。

それから、後段の方の御指摘につきましては、もう一度精査させていただきまして、また個別に御報告させていただければと思います。よろしく願いいたします。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見等がありましたらお願いいたします。

勢一先生、お願いいたします。

(勢一部会長代理) 勢一です。私も今回提案募集検討専門部会に携わった立場からコメントをさせていただければと思います。

まずは257件のうち約9割の提案が実現という方向になっていること、提案いただいた自治体の皆様、そして、対応くださった府省の皆様、そして、分権室の事務局の皆様にも改めてお礼を申し上げたいと思います。特に地方現場の実務を知るという意味では、各地方公共団体から分権室に派遣されておられる調査員の皆様、かなりお支えいただいたと思います。重ねてお礼を申し上げたいと思います。

その上で、今回携わった立場としてのコメントを3点申し上げたいと思います。

1点目は、デジタル化で横断的な制度改革が住基ネット限定ではありましたが、実現したところが今回大きな成果だったと思っています。デジタル分野につきましては更にポテンシャルがあるというのを議論して感じておりまして、例えば既存のオンラインシステムの利用の拡大・活用は新たにシステムをつくらなくてもできるという点で、パフォーマンスが高い検討の視点ではないかと感じています。なので、目の前の制度変更がすぐには無理でも継続的に検討していくのは大事だと感じました。

デジタルの分野で横展開をしていくときに、どういう点に注目をしていけばいいのかというような一般的な観点の抽出もできていったらいいかなと思っています。例えば共通の原則のようなものであるとか、共通する検討の視点のようなもの、そういうものを幾つか用いながらデジタル分野の多様な制度を見ていくことができれば、一歩先に進めるのではないかと感じています。先行的取組として計画策定のナビゲーションガイドがありますけれども、あのような一般原則的要素がつけられていくことで横断的な見直しを後押しする期待があるかなと感じたというのが1点目でございます。

2点目は、オンライン化に伴って行政事務手続が既存の枠組みから変わっていくということ、ここの後押しもする必要があるのではないかと感じています。例えば紙の書類が不要になりましたとか郵送が不要になりました、あとは都道府県の経由事務が不要になりますというようなことが実現したとして、関連する制度全体をどのくらいコンパクトにできるのか。1つの仕組みだけが抜けたというだけではなくて、それが抜けたことでもっとコンパクトにするポテンシャルはないのかというようなところ、これも横断的な関心事で議論ができないかなと感じました。

特に法令で定めている部分、更にガイドラインとかマニュアルとか、そういうところで手続が詳細に決まっていることもありますので、通知が1つ出れば現場が改善するとは必ずしも限らないところがありますので、この辺りは少し丁寧にフォローアップ含めて取り組む必要があるのかなと感じました。

最後の3点目ですけれども、1つの提案から学んで、同様の仕組みを有する異なる制度に着目するという点も必要かなと感じています。典型例としては公立大学法人に関する提案があります。昨年度までにも同様の提案が出てきたところでして、この分野は国立大学法人がまず先行して制度が変わって活動できるようになって、何年か遅れて公立大学法人にそういう対応が認められるというような仕組みになっています。

そういう問題意識から今年度も提案いただいているのですけれども、大学の置かれて

いる環境を考えますと、研究も教育も技術開発なども法人の立場は関係なく、同じ環境で競争原理の中で頑張っているというところがあります。公正な環境整備という観点から、同様の仕組みでバランスが悪くなっているところはないのかというような視点も必要なのかなと感じました。いわゆるイコールフットィングの視点で公平な制度に向けた見直しという観点からも、今後議論して提案のお声がけもさせていただけると、更に一歩先に進めるのではないかと感じたところでございます。

簡単ですけども、私からは以上です。ありがとうございました。

(市川座長) 専門部会でいろいろ議論していただいた中で浮かび上がってきているお話だと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

高橋座長代理、よろしく願いいたします。

(高橋座長代理) 大橋部会長、それから、勢一議員から本年度の作業についてのコメントを頂きました。私も作業に加わった身として2点、感想めいたことを申し上げたいと思います。

第1点は、行政サービスのバランスが取れた提供であるとか、ユニバーサルサービスを全国的に維持する課題が年々特に重要になってきていることを本年度の作業の中で感じたということです。沼尾議員や三木議員がおっしゃいましたように、重点の8、障害児の通所事業所の従業員の人員基準の見直しであるとか、重点の13の民生委員の選任要件の見直し、こういう案件に象徴されているようなものは今後も重要になってくるのではないかと思います。

ただ、省庁の方もそれなりにこの辺について問題意識を持ってらっしゃるということはヒアリングを通じて感じたものの、先ほど山下議員もおっしゃいましたが、20年後、30年後、日本がどうなっているのかを見通した形で先取りの政策を打っていく視点が、各御担当の府省にまだまだ行き渡っていないのではないかと感じている次第です。そういった意味では、地域の現実を担っている自治体からの提案を示して、将来的にこういう形で維持できますかということを各省庁の方々と議論して、先取りの政策を実現していくことが、今後の我々の作業では重要になっているのではないかと感じました。

第2の点は、デジタル化です。デジタル化の実現に当たってシステム改修の話が重要になっております。私もいろいろなところのデジタル化の仕事についてお手伝いすることがあるのですが、システムというのはそんなに一年一年に簡単に変えられるものではなくて、大規模改修に合わせてそこに提案された改善の内容を盛り込んでいくことが重要になってくるのだと思うのです。

そのときに、我々の単年度の作業ということと、例えば、5年を見通したシステム改修の中に提案を組み込んでいく作業とをどのようにうまく調和させるのかという視点が結構重要なのではないかと感じております。そういう意味ではフォローアップ案件と当年度の案件の処理という形と併せて、複数年度処理みたいなものを少し考えていく必

要が今後は出てきているのではないかなと思っております。

そういうことで2点、簡単に感想を申し上げました。最後に、ヒアリングの前後に各府省と厳しいやり取りをしていただいた事務局の皆様方にはお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、谷口議員、お願いいたします。

(谷口議員) (谷口議員) 慶應の谷口です。オンライン参加で大変申し訳ございません。

提案募集方式によって毎年確実に分権や改革が進められていることは大変素晴らしいことで、提案自治体、専門部会の先生方、事務局、関係府省の皆様方に毎年感謝をいたします。今までもたくさん指針が出てきたところだと思うのですが、有効な方向性や手法の横展開が目指されており、特にそういった多様な提案と解決策を模索される中から、ある事務から別の事務への展開の可能性なども見いだされており、提案されたものだけに対応するのではなくて積極的な結びつけが目指されていた点が非常に素晴らしいと思いました。

デジタル化というところが重点募集テーマとして掲げられていくことも時代のニーズに非常に合っていると思います。こういった事務の効率化・有効化を進める方向が進んでいることは大変意義深いと思いました。

他方で、前回も言ったかもしれませんが、常にあるデータを活用していく場合、あるいはこれを発展させていく場合には、システムやデータの質管理が重要であるということに留意する必要があります。また、個人情報の持ち主の権利は非常に強いので、住民本人の申請等で住民票の写しであるとか戸籍謄本をつけるといったことの手間が省ける場合はいいのですが、様々な公用請求等で活用される場合には、自分の情報が何に使われているのかということについて、最近ヨーロッパ等では非常に厳しい基準が設けられている状況もあるので、本人が知った上でいろいろな情報が活用されていく、あるいは履歴を照会できるとか、そういったことは将来考える必要があると思いました。

以上です。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、専門部会の石井構成員、御発言をお願いできますでしょうか。

(石井構成員) 発言の機会を頂きましてありがとうございます。専門部会では大橋部会長を始め、様々な観点から皆様の議論に参加させていただきまして大変勉強になりました。既に先生方からお話のあったこととかぶりますが、私からのコメントとして、2点申し上げたいと思います。

まず1点目、デジタル化に向けた取組の重要性が今後ますます深まっていくだろうということは言うまでもないことかと思えます。目指すところはDXだと受け止めているところではありますが、特に公的機関においては組織や部門が分かれていて、さらに担当

者、事務が分かれているということで、強い縦割りの歴史があり、文化があると思われ  
ます。そういう意識を変えていかなければいけないという点デジタル化を進める上での  
一番の課題だということを、今回のデジタル化の重点募集の議論に参加させていただく  
過程で改めて認識した次第です。

今回、提案数257件のうち86%達成ということですので素晴らしい結果ではあると思いますが、  
そもそも257件で足りると思えず、もっと地方からの提案を促して、ワンストップで  
1回の手続で終わる世界を最終的には目指していくという視点が重要であろうと思  
います。

その関係で2点目ですが、メリットとして事務の効率化、コストの削減は明確に見え  
ているメリットではありますが、他方、住民や国民の観点から見た場合に、該当する手  
続に関わる人たちは、資料の2ページ目、何十万件単位であるといっても全体からする  
とごく一部の人たちしか関わらない手続ではあると思います。これを一歩一歩でも増や  
していくということで、デジタル化のメリットを住民や国民全体に感じてもらえるよう  
にする取組を粘り強く進めていくことが、この地方分権改革の専門部会における非常に  
重要な役割であろうと思います。

デジタル化で非常に望ましい世界を実現する上では、全員がワンストップで1回の手  
続で終わるような世界が理想的だと思いますし、そうしないとDXは実現しないという面も  
あります。今回のデジタル化の横断的見直しも素晴らしいのですが、もっとできること  
があるのではないかと感じたというのが、感想を含めてですが2点目のコメントになり  
ます。ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、大橋部会長、お願いいたします。

(大橋部会長) 今日はいろいろ御意見を頂きましてありがとうございます。大変参考になり  
ました。

少し反省したのは、この仕組み自体が政策コンテストみたいな感じで、優秀なところ  
が手を挙げて、そこが率先して制度を切り開いていくようなイメージを強く出した反面、  
先ほど山下議員からお話がありましたように、各自がばらばらにやっていることでかえ  
って弊害が出ていることもあって、むしろ協調したいときに協働を進める上で支障にな  
るようなものがないかという視点で、弱っているというか、そういうところに焦点を当  
てるような提案を募るような形にしないといけないのかなと思いました。

広域での連携、特に最近災害が多くあって、能登の災害を見てもあの周辺だけではなくて、いろいろなところでサービスを利用しながら市民の方が避難されていたり、いろ  
いろサービスに依存していることがあるとすると、そういうような広域を対象とした  
ニーズはどんどん高まっているのではないかなと思いますので、こういうところはこれ  
から重点項目を描く上で参考にさせていただきたいと思いました。

あと、先ほど高橋先生からお話があったように、単年の中では納まらないというか、

そういう感じがあり、ちょっと逃げられているような感覚はあります。ですから、5年課題みたいな形にして、継続的にぎりぎりやるみたいなものも、もしかしたらあってもいいのかもしれないと思いました。研究課題でも単年度でやる研究課題と5年かけてやる研究課題があるのと同じように、提案募集でも今までフォローアップという形で追いかけていったのですけれども、もう少し初めからどっしり構えるようなものや、途中からそういう長期課題に切り換えますみたいな形で仕切っていくようなものもあってもいいのかなということも今日御議論を聞いていて思いました。そういうところを参考にさせていただきながら更に議論を深めていきたいと思えます。ありがとうございました。(市川座長) ありがとうございました。

三木議員、お願いいたします。

(三木議員) 様々な御意見をお聞きして大変勉強になりました。

DXを進めているわけなのですけれども、マイナンバーの便利さをもっともっとPRする必要があると思っています。いろいろなマスコミ等ではマイナス情報をほとんど流していますけれども、実際、インプットのときに間違えていたり、それから、システム自体の過ちではないわけなのです。でも、マイナンバー自体がまずいという感じになっているのです。私は実際に病院へ行って聞いたのですけれども、集計なども全部できますからマイナンバーでやった方が病院の人は楽だと言うのです。

今回のDXを進めるに当たりまして、マイナンバーが使えなければ相当できないと思いますので、もっとマイナンバーについてこういう具体的なメリットがあるというようなことをもっと知ってもらうことが大事かなと思います。

それから、地方分権改革に関して、改革推進室の方で大変御努力していただいたのですが、実は障害者福祉分野の自立支援給付事業というのがございまして、突然発言して申し訳ないのですが、障害者福祉に関しましては都道府県が事業者の指定を行うわけです。実際の補助金自体は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1なのです。事業者に不正があった場合には全額市町村で負担するのです。これが須坂市の場合に約4800万円なのです。

須坂市だけではなくて長野県自身もこういう提案募集に賛成してもらったのですが、山形県、それから、長野県内の幾つかの市町村、それから、ほかのところでは花巻市とか宮城県、仙台市、さいたま市、富山県、京都府、豊中市、高槻市、茨木市、寝屋川市、それから、西宮市、高知県、久留米市、熊本市、沖縄県、それから、特別区長会、この団体が今の制度について全額市町村で返還するのはおかしいということを申し上げていたのですけれども、推進室の方で2回にわたって聞いていただいたのですが、その結論が補助金の適化法でそういうことが認められていないというだけなのです。法律で認められていないから、それは駄目だと言うのです。

今、大橋部会長と高橋先生がおっしゃったように、何年かけてもいいから、こういう本来間違っているものについては直していくべきだと思うのです。法律でこのように決

まっているのは厚生労働省の考え方なのですが、もう一つ、最後にこういうことを言っているのです。国としては都道府県に対し、障害者福祉サービス事業所とサポート事業者等も活用いただき、市町村を含めた研修会・勉強会を開催すること、まず、都道府県にボールを投げているのです。厚生労働省と県で、審査・確認の二重チェックなどを行うこと、そして、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、改めて周知してまいりますということなのです。要するに都道府県と市町村に投げているのです。

ところが、市町村でこの事務をやって、例えば福祉事業者が間違いはないかということを目録審査するということになってしまうのです。そういうことはできないのです。先ほども人材だとか財政の問題が出ましたけれども、こういう実態を把握した上で制度の改正はしてもらいたいと思っています。

最近大変有り難く思っていますのは、国土交通省の運輸局でライドシェアに盛んに取り組んでいるのです。実は公共交通が大変厳しいところにあって、タクシーの運転手の確保ができないというのは長年の課題だったのですけれども、それが今までは結構厳しかったのです。ところが、国土交通省の方で非常に柔軟にやっていただくようになっているのです。国土交通省のすごいのは関係の市町村を全部回って、その市町村がどういう状況にあるかを聞いていただいているのです。市町村は大変だということになればお手伝いしますと、これからはそういうような地方自治体に合った事業をしてもらいたいと私は思っています。

国土交通省は現場にすごく行くのです。国土交通省は災害のときとか、現場に行くものですから、極めて珍しいのは、国土交通省の職員は大変だから増やしてほしいというのが自治体の要望で出ているのです。国家公務員が削減する中であって、国土交通省の職員の大変さを見ているから、是非国家公務員としての国土交通省職員を増やしてほしいというのが自治体から出ているのです。そのぐらい現場のことをもっともっと見てもらうことが大事かなと思うのです。

そうしますと、国と自治体とが一緒になって何かをしようということになりますので、是非そういう面から、先ほど大橋部会長さんがおっしゃった5年先なりを見て地方分権をやっていただくことが大事かなと思います。

長くなりましたけれども、本当に室長を始め、推進室の皆さんがすごく御努力したということで大変感謝を申し上げます。ありがとうございます。

以上です。

(市川座長) 事務局、今の点で何かございますでしょうか。

(坂越室長) 誰かに質問してほしいと思いながら、障害福祉の話はここで多くは説明しませんけれども、正直物すごくやりました。かなり折衝してそこまでやるのかというぐらい多分一番力を入れたのではないかと思いますけれども、最終的に断念ということで御納得が得難いような結論になっているのかなと思いますけれども、確かにいろいろどうなのかなという点も多々あろうかと思います。

この点については障害福祉だけではなくて、都道府県からも昨年の1月に湯崎知事がここでプレゼンされたときも別の事業で同じ指摘をされていて、幾つかあるみたいなのでしっかり勉強して、かつ地方六団体ともお話をしながら何かできないのかということをしっかり考えていく必要があるのかなと思っております。なかなか難しい案件なのですが、しっかり戦略を練っていろいろなことを研究して計画的に取り組んでいく必要があると思っていますので、また御相談させていただきたいと思っています。

(市川座長) ありがとうございます。

単年度ではなくて複数年度で取り組んでいただける課題だと認識しました。

ほかに何かございますでしょうか。

貴重な御意見をたくさんありがとうございます。今後のスケジュールについては皆さんの御意見を踏まえまして、文言の調整等を事務局において整理させていただいて、最終的に資料4をベースに提出する予定ですけれども、私の方に御一任いただけたらと思います。まず、その点につきましては御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の意思表示あり)

(市川座長) よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本当にたくさんの御意見を頂いて私としても感じているのは、意識改革というお話がありましたけれども、意識改革をするので一番大切なのは事実認識を共有することであり、情報共有が進めば意識改革も進んでいくのではないかと思います。今回の成果も含めて各自治体への周知だけでなく、今までもお話がありましたけれども、住民の方にもどういうことをここで議論して、どういうことが結果として生まれて、それがどのように住民の方にプラスになっているかというのをもっと分かっていただけのようにしていきたいと思っています。また事務局の方にも成果発表等、これから御苦労をかけますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今回の対応方針案を了承させていただきます。今後、政府におかれましては本日の議論も踏まえて対応方針の決定に向け、改めて各府省との最終調整をお願いしたいと思っています。

それでは、本日の議事については以上となりますので、最後に事務局の方からお願いいたします。

(坂越室長) 最後の締めのお挨拶をさせていただきたく思ひます。

本日は、熱心に活発な御議論を頂きましてありがとうございます。大変有意義な貴重な御意見がたくさんございましたので、今後それを踏まえて更に分権提案を改善していきたいと思っています。

今回、横断的な見直しを行ったということで、人口減少とかデジタル化とか、社会のスピードが物すごく急速に変化してきておりますので、それを踏まえて自治体もキャッ

チアアップしていく必要があって、その場合、制度も柔軟に見直していく必要がある。その手法としては分権の提案というのは非常に有意義な提案手法だと思っています。分権室の職員が1人ずつ各事務に張りついて各省庁と何か月間にもわたって折衝しますので、ほかのものよりもはるかに実現率が高いかと思っています。これを活用して柔軟に制度を見直していく必要があると思っています。

一方で、個別に提案が上がってきたものに対応する方式であり、個別案件ごとに対処しているがゆえに、よくモグラたたきと言われますけれども、横断的になっていなくて、また、スピード感にも欠ける部分があったのですが、それをできる限り類似のものは一括してやっていくというような形で、迅速に時代のスピードにも負けないような形で、更に効果も大きい形で実現を図っていくというのはすごく重要と思っていますので、先生方の御尽力をお借りして今後とも制度を改善していきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、誠に貴重な御意見をありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、これで閉会といたします。ありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)